

議案第179号

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例案

第1条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成4年大阪市条例第85号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(一般職員の期末手当)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項に定める職員の期末手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、基準日以前の市規則で定める期間（以下「調査対象期間」という。）における実勤務日数（所定の勤務日の日数から欠勤等の日数（欠勤その他の市規則で定める事由により所定の勤務日に勤務しなかった日の日数をいう。以下同じ。）を減じた日数をいう。以下同じ。）の区分（第3号に掲げる職員にあつては、1週間当たりの所定の勤務日の日数ごとに設ける調査対象期間における実勤務日数の区分）に応じ、それぞれ100分の100を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 指定職給料表の適用を受ける職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 期末手当基礎額に<u>100分の</u></p>	<p>(一般職員の期末手当)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) 指定職給料表の適用を受ける職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 期末手当基礎額に<u>100分の</u></p>

<p>112.5 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの並びに高等学校等教育職給料表又は小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。以下「特定管理職員」という。)にあつては、<u>100分の92.5</u>) を乗じて得た額</p> <p>(2) 指定職給料表の適用を受ける職員 期末手当基礎額に<u>100分の57.5</u>を乗じて得た額</p> <p>(3) 再任用職員 期末手当基礎額に<u>100分の62.5</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の52.5</u>) を乗じて得た額</p> <p>[3～5 略]</p>	<p>127.5 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの並びに高等学校等教育職給料表又は小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。以下「特定管理職員」という。)にあつては、<u>100分の107.5</u>) を乗じて得た額</p> <p>(2) 指定職給料表の適用を受ける職員 期末手当基礎額に<u>100分の67.5</u>を乗じて得た額</p> <p>(3) 再任用職員 期末手当基礎額に<u>100分の72.5</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の62.5</u>) を乗じて得た額</p> <p>[3～5 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

第2条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(一般職員の期末手当)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項に定める職員の期末手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各</p>	<p>(一般職員の期末手当)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p>

号に定める額に、基準日以前の市規則で定める期間（以下「調査対象期間」という。）における実勤務日数（所定の勤務日の日数から欠勤等の日数（欠勤その他の市規則で定める事由により所定の勤務日に勤務しなかった日の日数をいう。以下同じ。）を減じた日数をいう。以下同じ。）の区分（第3号に掲げる職員にあっては、1週間当たりの所定の勤務日の日数ごとに設ける調査対象期間における実勤務日数の区分）に応じ、それぞれ100分の100を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 指定職給料表の適用を受ける職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 期末手当基礎額に100分の120（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの並びに高等学校等教育職給料表又は小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。以下「特定管理

(1) 指定職給料表の適用を受ける職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 期末手当基礎額に100分の112.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの並びに高等学校等教育職給料表又は小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。以下「特定

<p>職員」という。)にあつては、<u>100分の100</u>) を乗じて得た額</p> <p>(2) 指定職給料表の適用を受ける職員 期 末手当基礎額に<u>100分の62.5</u>を乗じて得 た額</p> <p>(3) 再任用職員 期末手当基礎額に<u>100分 の67.5</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分 の57.5</u>) を乗じて得た額</p> <p>[3～5 略]</p>	<p>管理職員」という。)にあつては、<u>100分 の92.5</u>) を乗じて得た額</p> <p>(2) 指定職給料表の適用を受ける職員 期 末手当基礎額に<u>100分の57.5</u>を乗じて得 た額</p> <p>(3) 再任用職員 期末手当基礎額に<u>100分 の62.5</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分 の52.5</u>) を乗じて得た額</p> <p>[3～5 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月25日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

一般職員の期末手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。